



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年1月15日月曜日 第1826号外1

◇ 目 次 ◇ 告 示

家畜伝染病防止のための物品の移入禁止..... 1

告 示

○愛媛県告示第98号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則(昭和28年愛媛県規則第38号)第14条の規定により、当分の間、次に掲げる区域からの鶏、あひる、うずら、七面鳥及び高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品の移入を禁止する。ただし、鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により搭載したまま当該区域を通過するものは、この限りでない。

平成19年1月15日

愛媛県知事 加戸守行

宮崎県宮崎市神宮町、船塚町、丸山1丁目、丸山2丁目、権現町、北権現町、新別府町の一部(麓、南田、山宮、雀田、沖向及び下和田)、吉村町、和知川原1丁目、和知川原2丁目、和知川原3丁目、祇園1丁目、祇園2丁目、祇園3丁目、霧島1丁目、霧島2丁目、霧島3丁目、霧島4丁目、清水1丁目、清水2丁目、清水3丁目、中津瀬町、花殿町、丸島町、下原町、柳丸町、青葉町、大和町、江平1丁目、江平2丁目、江平3丁目、高千穂通1丁目、高千穂通2丁目、高千穂通3丁目、橘通東1丁目、橘通東2丁目、橘通東3丁目、橘通東4丁目、橘通東5丁目、橘通西1丁目、橘通西2丁目、橘通西3丁目、橘通西4丁目、橘通西5丁目、広島1丁目、広島2丁目、老松1丁目、老松2丁目、原町、永楽町、前原町、吾妻町、出来島町、中西町、堀川町、昭和町、大王町、潮見町、高洲町、小戸町、曾師町、田代町、新栄町、昭栄町、浄土江町、川原町、宮田町、別府町、松山1丁目、松山2丁目、旭1丁目、旭2丁目、大工1丁目、大工2丁目、大工3丁目、鶴島1丁目、鶴島2丁目、鶴島3丁目、未広1丁目、未広2丁目、未広3丁目、千草町、元宮町、日ノ出町、瀬頭1丁目、瀬頭2丁目、高松町、西高松町、北高松町、南高松町、錦町、浮城町、稗原町、一の宮町、宮脇町、古城町、源藤町、北川内町、大坪町、淀川1丁目、淀川2丁目、淀川3丁目、谷川1丁目、谷川2丁目、谷川3丁目、天満1丁目、天満2丁目、天満3丁目、京塚、中村西1丁目、中村西2丁目、中村西3丁目、中村東1丁目、中村東2丁目、中村東3丁目、太田1丁目、太田2丁目、太田3丁目、太田4丁目、大塚町、福島町、福島1丁目、福島2丁目、福島3丁目、恒久、田吉、赤江、本郷北方、本郷南方、郡司分、熊野、加江田、鏡洲、折生迫の一部(海添、上箸方、下箸方、松添、名切、久保田、右葛ヶ迫、左葛ヶ迫、倉元、五庵園、塩谷ヶ平、愛宕下、市中、正連坊、大久保、右管ヶ迫、左管ヶ迫、右小管ヶ迫、左小管ヶ迫、小河内、納屋田、井ノ尻、入料、樋ノ下、小堤柴車、上部当ヶ谷、下部当ヶ谷、馬屋ヶ尻、柿ノ丸、寺田、大谷、馬相、水ヶ河、中畑、坊ノ尾、石ヶ久保、床波、山ノ口、須田木、右榎木山、左榎木山、徳次郎、財田、大丸、平田及び上白浜)、内海の一部(上郷良、尾引、中河原、墨坪、天神平、納屋ヶ平、立

切及び大久保)、浮田、生目、富吉の一部(黒田及び真田)、細江、跡江の一部(尾敷田、出水口及び半中)、小松の一部(池田、南田、尾園、六反田、間米、口ノ坪、七田及び風穴)、長嶺、西池町、中央通、上野町、松橋1丁目、松橋2丁目、平和が丘東町、平和が丘西町、平和が丘北町、江平中町、江平東町、大淀1丁目、大淀2丁目、大淀3丁目、大淀4丁目、東大淀1丁目、東大淀2丁目、錦本町、大塚台西1丁目、大塚台西2丁目、大塚台西3丁目、大塚台東1丁目、大塚台東2丁目、新城町、恒久1丁目、恒久2丁目、恒久3丁目、恒久4丁目、恒久南1丁目、恒久南2丁目、恒久南3丁目、恒久南4丁目、宮の元町、月見ヶ丘1丁目、月見ヶ丘2丁目、月見ヶ丘3丁目、月見ヶ丘4丁目、月見ヶ丘5丁目、月見ヶ丘6丁目、月見ヶ丘7丁目、桜ヶ丘町、青島1丁目、青島2丁目、青島3丁目、青島4丁目、青島5丁目、青島6丁目、希望ヶ丘1丁目、希望ヶ丘2丁目、希望ヶ丘3丁目、希望ヶ丘4丁目、本郷1丁目、本郷2丁目、本郷3丁目、江南1丁目、江南2丁目、江南3丁目、江南4丁目、小松台北町、大坪東1丁目、大坪東2丁目、大坪東3丁目、大坪西1丁目、大坪西2丁目、生目台東1丁目、生目台東2丁目、生目台東3丁目、生目台東4丁目、生目台東5丁目、生目台西1丁目、生目台西2丁目、生目台西3丁目、生目台西4丁目、生目台西5丁目、小松台東1丁目、小松台東2丁目、小松台東3丁目、小松台西1丁目、小松台西2丁目、小松台西3丁目、高岡町上倉永の一部(才本坊、堀町、岩下、石迫、二百田、西迫、二ツ枝、金益、駁目、池の下、管ヶ迫、椎木ヶ平、長丸、法月ヶ迫、内之八重、柞木橋、山下、宇都、下り田、田代、橋口、月腐、的野、八ツ割、徳広、小薄及び糺ヶ谷)、田野町上ノ原(甲)、鹿村野、上ノ鶴、前ノ原、竹ヶ迫、古木場、渡ヶ谷、永野、地蔵原、中野、蛇ヶ谷、下尾谷、弓場ノ後、鷹ノ巣、突屋ヶ野、堀ノ下、灰ヶ野、松井坊、豆野、斧砥、坂ノ下、中西原、上西原、小牧、尾平、師匠免、大畑、法光坊、鷺瀬原、法光坊南、迫間、野添、坂ノ上、白坂上、売子木、二ツ毛、東入佐、松ノ木原、馬渡、元木、下ノ原、合子ヶ谷、船ヶ山前平、平田、船ヶ山、瓜生野、中畑、二ツ山、東大久保、西ノ原、石久保下、大久保、石久保、永ノ原、桂谷、ユズリハ、尾八重、倉谷、尾脇山、又五郎、芳ヶ迫、前平、尾脇、谷口、白石、札ノ元、屋敷下(甲)、野頭、野首、栗下、梅谷、地主、古城下、大丸、下谷口、空池、大手原、井倉、鬼丸、新村、村内、青木、仏堂園、芝原、崩ノ下、前田、檜原、後原、西ノ原、中原、宮ノ原、白砂坂上、大明神原、六反原、中渡瀬、学ノ木原、南原、大將軍後、上屋敷、堀下、下屋敷、中ノ田、三百部、竹雪、荒神鶴、中河原、桑鶴、屋敷下(乙)、釘原、橋ノ元、山渡瀬、飯屋原、飯屋中渡瀬、三角寺、長善坊、萩ヶ瀬、善入、田ノ瀬、鷹ノ巣、大松ヶ尾及び後山、宮崎郡清武町全域並びに南那珂郡北郷町大字北河内の一部(中萩、和当地、神子屋敷、道ノ谷及び境谷)